

大和市予防接種運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第38号

大和市予防接種運営審議会規則の一部を改正する規則

大和市予防接種運営審議会規則（昭和53年大和市規則第33号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「2人」を「1人」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係行政機関の職員 1人

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、予防接種主管課において処理する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。